

大鹿村立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月1日 大鹿村教育委員会

1 計画の趣旨・現状

(1) 計画の趣旨

本村では、大鹿村第五次総合振興計画（令和4年度～13年度）を基調に『大鹿村教育大綱』を定め、基本目標に「豊かな自然と伝統ある文化を有する村で、持続可能な教育環境の実現により、地域一体となり心豊かでたくましく生きる子供を育て、村民一人ひとりの力が発揮できる地域づくりを目指す」を掲げている。地域一体となり心豊かでたくましく生きる子供を育てるために、学校教育の充実を図ることは大変重要なことである。

学校教育を担う教育職員の業務が長時間に及んだり教師不足が続いていたりするなど、学校や教育職員を取り巻く環境は厳しくなっている。村立大鹿小学校・村立大鹿中学校に勤める教育職員が、「働きやすさ」と「働きがいのある」環境の中で、「学びの専門職」として、児童生徒に全力で向き合えるようにするため、「働き方改革」をさらに進めたい。

教育職員が子どもと向き合う時間を十分に確保し、学校教育の質を維持・向上させること、また、教育職員のワーク・ライフ・バランスの取れた生活を実現し、健康でやりがいを持って働くことができる環境を整備することなど「働き方改革」を推進するために、教育職員の業務量管理を視点に本計画を策定する。

(2) 教育職員の勤務の現状

大鹿村職員の「職員の勤務時間及び休暇等に関する規則」を村立学校の教育職員にも準用し、超過勤務の上限を1か月45時間、1年360時間と定め、在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

教育職員は、ICT機器（カード）による出退勤の記録で勤務時間の客観的把握を行っており、「教職員の勤務時間等の調査」（常勤教職員が対象、休日勤務や持ち帰り仕事の時間も含む）として県教委に報告している。その数値をもとに、令和7年度（4月～12月）の時間外在校等時間の状況を示す。（令和6年度は、機器の故障でデータ欠落月あり）

| | 4～12月の平均 | 月45～80時間の人数の割合 | 月80時間を上回る人数の割合 |
|-------|------------|----------------|----------------|
| 大鹿小学校 | 月 22時間 37分 | 10.7% | 9.7% |
| 大鹿中学校 | 月 32時間 07分 | 28.7% | 2.8% |

小学校と中学校での差はあるが、全体で時間外在校等時間が45時間を超える人数の割合平均は、25.95%と多くなっている。

児童生徒数は多くはない村立学校であるが、授業の準備や子どもと向き合う時間に差はない。職員が少ない分、一人当たりの校務分掌の数が多くなることもある。学校運営を効率化したり、業務の負担感を減らしたりすることなどによって、教育職員の業務に、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出する必要がある。

こうしたことを踏まえ、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条」に基づき、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（以下「指針」という）に即し、本計画を策定するものである。

2 目標

本計画において達成を目指す目標は以下のとおりである。

(1) 時間外在校等時間に関する目標 … 長野県教委に提出する学校集計表の数字を基本とする。

- ① 1 か月あたりの時間外勤務時間平均が 35 時間以下となるようにする。
- ② 1 年間における 1 か月時間外在校等時間の平均時間を 30 時間程度にする。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ① 年休の平均取得率を 15 日以上にする。【令和 7 年の平均は 13.14 日】
- ② ストレスチェックの制度を取り入れ、自己の心身の状況を客観的に理解できるようにする。

3 計画の期間

令和 8 年度の 1 年間とする。

※「大鹿村第五次総合振興計画」の前期基本計画及び「大鹿村教育大綱」の設定期間は令和 8 年度までである。令和 9 年度以降は、後期基本計画や新しい教育大綱の策定に合わせ、本計画も更新する。

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本村では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

【3 分類：数字】は指針の第 2 章第 3 節に掲げる措置（業務の 3 分類等）に関するものと対応させている。

(1) 「学校と教師の業務の 3 分類」（文部科学省）を踏まえた業務の見直し

＜学校以外が担うべき業務＞

- ① 登下校時の通学路における日常的な見守り活動【3 分類：1】
 - ・保護者会や自治会長会などで呼びかけ、保護者や地域住民による通学路の見守り活動（挨拶や声掛け）を推進してもらう。
 - ・小学校近くの通学路に「防犯カメラ」設置を検討する。
- ② 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応【3 分類：2】
 - ・放課後から夜間にかけての学校における自主的な見守りは原則行わない。
 - ・青少年健全育成協議会等において、児童生徒の学校生活以外や休日の活動等について、保護者が第一義的な責任を有することの認識を共有する。
- ③ 学校徴収金の徴収・管理【3 分類：3】
 - ・原則として、教育職員が学校で保護者・生徒からの現金の徴収は行わない。
 - ・給食費については、今後も全額補助を継続する。
 - ・学習旅行や学習教材等に係る費用についても村予算で賄うことを継続する。
 - ・PTA 会費等は口座振替で集金する。
- ④ 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等【3 分類：4】
 - ・現在行っている地域とのつながりのある学習活動の関係者間連絡調整は学校主体を継続する。
 - ・新たな学習活動等で、「村の学校協力隊」等への要請・協力が became 必要になった場合の連絡調整は、教委の担当者が中心となって行う。
- ⑤ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応【3 分類：5】

- ・法律上の問題に係る事案が発生した場合は、村長部局とも連携して、学校が顧問弁護士等の専門家を活用できる環境や体制を整備する。

<教師以外が積極的に参画すべき業務>

⑥調査・統計等への回答 【3分類：6】

- ・校務支援システム（C4t h）の機能等を活用することによって、村から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。

⑦ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理【3分類：8】

- ・ICT教育支援員配置を継続し、日常的に機器や設備の保守・管理を行う。

⑧学校プールや体育館等の施設・設備の管理【3分類：9】

- ・プール清掃については、保護者の協力を得るとともに業者委託も検討する。
- ・体育館等、学校の地域開放施設の管理業務は、従来通り教育委員会で行う。

⑨校内清掃【3分類：12】

- ・児童生徒数の減少も考慮し、回数ややり方の検討を行う。
- ・清掃か所によっては、ロボットクリーナー導入を検討する。
- ・ワックスがけ等大がかりな清掃や整備活動は業者委託も検討する。

⑩部活動【3分類：13】

- ・大鹿村総合型地域スポーツクラブの協力を得て、部活動の地域展開を推進する。
- ・令和8年度中に休日部活動の地域展開を実現する。

<教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務>

⑪給食の時間における対応 【3分類：14】

- ・給食の配膳や下膳の指導、片付け等は、学校用務員や教員業務支援員が中心となって行う。
- ・特別活動に含まれる食に関する指導については、栄養教諭等が対応する。

⑫学習評価や成績処理 【3分類：16】

- ・校務支援システムの有効活用を促進する。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図れるよう、教育委員会が支援する。

- ①各校の教育課程における年間総授業時数や週当たりの授業時数について検討を進める。
- ②年度当初の計画が、学習指導要領の標準指導時数（小4以上は1015単位時間）を大幅に上回って（目安1086時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものになるように見直す。
- ③年度当初の計画に対して真に必要な時数の設定であったか、学習指導要領の指導内容等と照らし合わせて検証する。
- ④活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- ⑤「GIGAスクール構想の下での校務DXチェックリスト」に基づいた自己点検に基づき、デジタル技術の活用を進める。
- ⑥勤務時間外の留守番電話機能を有効に活用する。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を順守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ①各校において「学校安全衛生委員会」を月1回以上開催する。
- ②1か月の時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に学校医による面接指導を勧める。
- ③村職員対象のストレスチェックを教育職員にも拡大し、各自の心理的、身体的ストレスについて客観的に理解し、自身の心の健康管理に役立ててもらう。
- ④年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得できるよう、各校に対して取得を促進する。
- ⑤各校の年間計画に示された「定時退勤日」が機能するように働きかける。
- ⑥長期休業における学校閉庁日の日数も検討する。

5 関連する取組、今後のフォローアップについて

(1) 計画及び実施状況の公表・報告

- ①取組の着実な実行を図るため、村内小中学校教育職員の在校等時間の状況を、教育委員会が毎月確認・把握し、年度末にまとめる。
- ②毎年度まとめたものを大鹿村のホームページで公表するとともに、定例教育委員会や総合教育会議において報告する。

(2) 目標達成状況の把握

- ①時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、各校で導入している現行の出退勤管理システムで把握する。
- ②ICT教育支援担当者が月ごとに数値をまとめて、教育委員会が共有する。
- ③校長による「評価支援シート」の自己申告に係る面接等で、各教育職員の実態や願いを把握する。

(3) 学校への支援・指導

- ①各校における働き方改革の取組が進むよう、年度当初に小中学校へ本計画の周知を行う。
- ②本計画の実施状況について、村内校長会の定例議題とし、各校の状況を確認する。
- ③本計画の内容に照らして課題がみられるときは、さらに当該学校に聞き取ったり改善の方向を探ったりする。
- ④特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいたり、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題になっていたりする場合は、速やかに状況が改善されることを目指し、個別の支援・指導を実施する。

(4) 保護者・地域との連携

- ①保護者、地域の理解を促進するため、保護者会などの折に「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行い、具体的な項目について協力を得られるよう取り組む。